

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年3月22日（令和3年（行個）諮問第44号）

答申日：令和4年3月3日（令和3年度（行個）答申第149号）

事件名：本人の労災事故に係る災害調査復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が2018年特定日特定現場（特定住所）4階の床撤去作業中に一酸化炭素中毒の傷害を受けた労災事故について、特定労働基準監督署が作成した災害調査復命書及び添付資料一切 元請け：特定事業場A（特定住所） 所属：特定事業場B（特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年11月17日付け東労発総個開第2-854号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。もっとも、個人及び事業主の印影並びに審査請求人以外の第三者の氏名を除く。

(2) 理由

ア 原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示を求める部分（以下「本件不開示部分」という。）は、下記イないしエのとおり、法14条2号ただし書イに該当し、また、同条3号イ及並びに7号柱書き及びイに該当しないことから、開示すべきである。また、下記オのとおり、法16条による裁量的開示がなされるべきである。

イ 審査請求人は、特定事業場Bの労働者であり、同事業場が特定事業場Aから請け負った発注者の特定現場（東京都特定住所）の4階改修工事に従事し、エンジンカッターを用いてコンクリート床の撤去作業を行っていた際、一酸化炭素中毒の被害（以下「本件労働災害」とい

う。)を受け、低酸素脳症を発症した。審査請求人は、このため下半身不随となり、移動に常に車椅子を要する状態となり、身体障害2級の判定を受けるとともに、本件労働災害について労災認定を受け、休業(補償)給付を受給している。

こうした経緯から、審査請求人は、特定事業場A及びB並びに発注者を被告とする損害賠償請求訴訟の提起を予定している。労働災害を被災した労働者が事業主等に対して債務不履行責任又は不法行為責任に基づく損害賠償請求を行う民事訴訟一般において、災害調査復命書は証拠提出されている。(略)このため、本件不開示部分は、審査請求人を当事者とする民事訴訟において、同人に開示されることが予定されているというべきであり、本件不開示部分は、法14条2号本文に該当するとしても、同号ただし書イに該当する。

ウ 本件不開示部分には、審査請求人が被災した当時の作業状況、現場状況、使用していたエンジンカッターの形状、被災に至る経緯、被災直後の様子等が記載されている。一般論として、このような情報が開示されると、特定の事業場において重篤な労働災害が発生したことに加え、安全確保の取組の不十分さ、労働関係法令違反があったことを推認させ、当該事業場等に対する信用を低下させる可能性がある。

しかしながら、審査請求人は労災認定を受け、その支給可否判断のための調査復命書の開示を受けている。当該事業場等の信用低下又はその危険は既に生じており、本件不開示部分が開示されることにより、事業場等の信用低下が生じることはあり得ないのであるから、本件不開示部分は、法14条3号イに該当しない。

エ 原処分は、本件不開示部分のうち「開示請求者以外の特定の個人(第三者)から聴取した内容等に係る記述等」について、法14条7号柱書き及びイに該当するとした。

しかし、「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」の趣旨が、審査請求人が調査対象の第三者を脅迫するなどして、今後、調査への任意の協力が得られなくなるおそれという点にあるとすれば、当該第三者の個人名のみを不開示とすれば足り、その供述の内容まで不開示とする理由はない。また、労働基準監督機関の法令違反等の基準が開示されることによる「違法な行為の発見を困難にするおそれ」は、極めて抽象的であり、単なる危惧感にすぎない。このため、本件不開示部分は、法14条7号柱書き及びイに該当しない。

オ 対象となる保有個人情報に不開示情報が含まれる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときには、法16条により開示請求者に対して当該保有個人情報を開示することができる。

審査請求人は、本件労働災害により車椅子生活を送らざるを得ない

後遺障害を負っており、心身の苦痛は甚大である。そのような審査請求人が事業場等の責任を追及し、損害の回復を図るとともに、同様の災害が生じないように民事訴訟の場において真実を解明するためには、本件不開示部分の開示が必要である。このため、仮に本件不開示部分に不開示情報に該当する部分がある場合であっても、裁量的開示がなされるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年10月19日付け（同月20日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年1月18日付け（同月19日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報として、具体的には、審査請求人が被災した平成30年特定日に発生した災害についての災害調査復命書（以下「復命書」という。）及びその添付資料である別表に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報を特定した。

復命書は、事業場において災害が発生した際、庁外活動を伴う調査業務を実施した際に作成する文書である。

(2) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法14条2号該当性

文書1①ないし⑭、⑯、2①ないし⑥及び3①ないし③には、本件労働災害に係る関係者の氏名等、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が記載されている。当該部分は、法14条2号本文に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書1①ないし⑭、⑯ないし⑳、2①ないし⑥及び3①ないし③には、特定の事業場に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場のノウハウを公にすることになり、この結果、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示と

することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

上記イに掲げる部分には、当該事業場に対する調査の経緯等、労働基準監督機関が行う事務に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事務の性質上、その適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条7号イ該当性

上記イに掲げる部分には、特定の事業所への具体的な指導内容等が記載されている。当該部分は、これを開示すると、法令違反等に対する労働基準関係機関の措置基準が明らかとなり、検査等の性格を持つ労働基準監督機関が行う指導監督に係る事務に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれがある。このため、当該部分は、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書1⑮は、審査請求人が知り得る情報であり、法14条各号の不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、原処分は誤りである旨主張し、その理由として、「審査請求人を当事者とする民事訴訟において審査請求人に開示されることが予定されている」として、法14条2号イに該当する旨主張するが、民事訴訟に関する情報と本件開示請求で開示する情報は必ずしも一致せず、同人が知り得るとの判断はできない。その他の不開示情報該当性についても、上記3（3）で示したとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分において不開示とされた部分のうち一部を新たに開示することとした上で、その余の部分については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 令和4年1月27日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち一部（本件不開示部分）の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) なお、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、「個人及び事業主の印影並びに審査請求人以外の第三者の氏名」については開示を求めないとしていることから、これに該当する下記アないしエに掲げる部分については判断しない（すなわち、本件不開示部分は、原処分における不開示部分から下記アないしエを除く部分である。）。

ア 文書1③の代表者職氏名及び文書1④の被災者氏名

イ 文書1⑬の面接者の職氏名のうち氏名

ウ 文書1⑭のうち特定事業場Aの代表者及び現場代理人の各氏名並びに特定事業場B以外の下請事業者の代表者の氏名

エ 文書1⑮のうち特定事業場A及びB並びにその他の下請事業者の労働者並びに特定事業場Aの現場代理人の氏名

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1、通番2、通番11及び通番12（1）

当該部分は、復命書の記載の一部である。当該部分のうち通番1及び通番11は、特定工事の発注者の名称及び所在地であり、その余の部分は、特定事業場Aの名称、所在地（丁目、番地及び号）及び電話番号である。

特定事業場Aの名称並びに発注者の名称及び所在地は、原処分において開示されている情報であるか、又はそれから推認できる内容であるとともに、本件開示請求文言及び審査請求書の記載からも、審査請求人が知り得る情報であると認められる。その余の部分は、各事業場のウェブサイトにおいて公表されている内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち通番11は、特定労働基準監督署の調査官が面接した特定事業場Aの担当者の職名のうち同事業場の名称部分であり、当該面接者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であること

から、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う災害調査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番4、通番7及び通番8

当該部分は、復命書の記載の一部であり、本件労働災害を審査請求人と同時に被災した者の職種、傷病名、本件労働災害による休業見込日数が記載されている。

当該部分は、本件労働災害の当日、審査請求人と同じ業務に従事し、同じ室内で同時に被災した者の被災情報であり、審査請求人の被災状況との一体性があることから、本件においては、同人に関する保有個人情報にも該当するとすることが相当である。また、その内容は、各被災者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報及び諮問庁が開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番10、通番12(2)、通番13、通番16(2)及び通番17(2)

当該部分は、復命書の記載の一部であり、本件労働災害の概況のほか、特定事故発生現場における作業内容、事故が発生するまでの作業現場の状況、事故発生時の現場での対応及び被災者の症状が記載されている。審査請求人は当該現場で作業を行っていて本件労働災害を被災した者であることから、当該部分は、いずれも同人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち現場代理人の職名及び行動並びに他の被災労働者の被災状況に係る記載は、これらの者の氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、

特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番14, 通番16(1)及び通番17(1)

当該部分は、復命書の「違反条項」、「調査官の意見および参考事項」及び「備考」の各欄の記載の一部である。当該部分のうち通番16(1)には、本件労働災害の業務上外についての調査官の意見が、その余の部分には、検討対象とされた関係法令の条項が記載されている。

当該部分は、本件労働災害の内容及び審査請求人が労災認定を受けているとしていることを踏まえると、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番18ないし通番25

当該部分は、復命書に添付された資料の一部であり、本件労働災害が発生した際に使用されていた機器及び災害発生現場の写真(説明を含む。)並びに災害発生場所の位置を示す図及び作業現場の見取図の一部である。当該部分は、いずれも本件労働災害の被災者である審査請求人が知り得る情報であると認められる。

なお、通番25の見取図には、本件労働災害の発生現場における審査請求人以外の労働者及び現場代理人の立ち位置(作業場所)が図示されており、これを脚注に記載されたこれら労働者等の所属及び氏名と併せて見ると、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。しかし、審査請求人と他の労働者等との位置関係は、本件災害発生時に審査請求人が現場で見聞した事実であることから、同人が知り得る情報であるとするのが相当であり、これらの労働者等に係る脚注を除く部分は、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分には、審査請求人以外の個人の情報が記載されているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄を除く部分）について

ア 法14条2号，3号イ並びに7号柱書き及びイ該当性

(ア) 通番3，通番5，通番6，通番9及び通番11

当該部分は，復命書の「被災状況」欄に記載された本件労働災害を被災した審査請求人以外の3人の労働者の年齢，経験年数，勤続年数及び出稼・一般の別並びに「面接者職氏名」欄に記載された被面接者の職名部分である（なお，このうち「被災状況」欄の保有個人情報該当性については，上記（1）イのとおりである。）。

当該部分は，それぞれ一体として，各被災労働者及び面接者に関する法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に，法15条2項による部分開示の可否について検討すると，当該部分のうち年齢及び職名は，個人を識別することができる部分であることから，部分開示できず，その余の部分については，これを開示すると，本件労働災害の関係者等一定の範囲の者にとっては，これらの個人を特定することにつながる情報であることから，その権利利益を害するおそれがあり，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，同条3号イ並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番12（2頁項番2の6行目ないし15行目の不開示部分のうち個人の氏名を除く部分）

当該部分は，一次及び二次の各下請事業場（審査請求人の所属事業場を除く。）の事業場名，所在地，電話番号，業種及び代表者の職名である。

当該部分のうち代表者の職名は，当該各事業場の法人格の有無及びその形態を推認することができる情報であり，これを含めて当該部分は，当該各事業場に関する情報であると認められる。当該部分は，原処分において開示されている情報等に照らし，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため，当該部分は，これを開示すると，当該各事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条3号イに該当し，同条2号並びに7号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 1 2 (2 頁項番 2 の 1 6 行目, 7 頁項番 1 及び 9 頁項番 6 の不開示部分)

当該部分は、本件労働災害の発生時に使用されていたエンジンカッター及び送風機の仕様(メーカー、型式、エンジン、馬力及び能力)及びその所有者の情報である。当該部分は、各機器を所有する事業場の事業に関する情報であり、また、本件対象保有個人情報の内容を踏まえると、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(イ)と同様の理由により、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 2 号並びに 7 号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 1 2 (上記(イ)及び(ウ)を除く。), 通番 1 3, 通番 1 8, 通番 1 9 及び通番 2 6

当該部分のうち、通番 1 2 及び通番 1 3 は、復命書の一部であり、特定労働基準監督署の調査官が特定事業場 A の担当者から聴取した本件労働災害の発生状況の詳細及び調査官が調査した作業場の状況、それを踏まえた当該事故の原因等の見立て、調査官による機器の測定と作業場内の一酸化炭素濃度の推定並びに今後の災害防止のために講じるべき所見等が記載されている。その余の部分は、復命書に添付された調査官が撮影した使用機器及び被災現場の写真の説明の一部及び本件労働災害におけるエンジンカッターの一酸化炭素排出量を試算するために調査官が参考資料とした資料である。

当該部分は、いずれも調査官による調査の詳細に関する情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関による災害調査の調査手法・内容が明らかとなり、同機関が行う当該事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号イに該当し、同条 2 号, 3 号イ及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番 2 5

当該部分は、復命書に添付された現場見取図の脚注の一部である。当該部分には、本件労働災害の発生現場にいた審査請求人以外の労働者及び現場代理人の所属及び職名が記載されている。当該部分は、脚注に記載された各個人の氏名と併せて見ると、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定

の個人を識別することができるものに該当する。

当該見取図に図示された労働者等の立ち位置（作業場所）については、上記（１）オなお書きの理由により、審査請求人が知り得る情報であると判断されるが、本件対象保有個人情報の内容を踏まえると、各労働者等の所属及び職名についてまで審査請求人が知り得るとすることはできないことから、当該部分は、法１４条２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法１５条２項による部分開示をすることもできない。

したがって、当該部分は、法１４条２号に該当し、同条３号イ並びに７号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法１４条３号イ並びに７号柱書き及びイ該当性

通番１５ないし通番１７は、復命書の「措置」、「調査官の意見および参考事項」及び「備考」の各欄の記載の一部である。当該部分には、本件事案についての特定労働基準監督署の判断が記載されており、審査請求人が知り得る上であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う災害調査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法１４条７号イに該当し、同条３号イ及び７号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(１) 審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（２）イ）において、民事訴訟一般において復命書が証拠として提出されているとして、本件不開示部分は、同人を当事者とする民事訴訟において開示されることが予定されている旨主張する。しかし、審査請求人が知り得る情報とは、原処分時点において知り得る情報と解するべきであるから、その主張を採用することはできない。

(２) 審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（２）オ）において、法１６条による裁量的開示をすべきである旨主張している。しかしながら、上記２（２）において不開示とすることが妥当であると判断した部分については、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る個人の権利利益を保護するための特段の必要性があるとまでは認められないことから、同条による裁量的開示をしなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとまでは認められない。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁		2 原処分における不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとしている部分			3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性	通番		
文書 1	災害調査復命書	1	① 親事業場名・元方事業場名欄不開示部分	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	1	全て
		② 所在地欄不開示部分	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	2	全て	
		⑤ 年齢	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	3	－	
		⑥ 職種	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	4	全て	
		⑦ 経歴年数	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	5	－	
		⑧ 勤続年数	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	6	－	
		⑨ 障害の部位および傷病名	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	7	全て	
		⑩ 休業見込日数および死亡	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	8	全て	
		⑪ 出稼・一般の別	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	9	－	
		⑫ 発生状況，原因等の概況	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	10	全て	
	⑬ 面接者職氏名（氏名を除く。）	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	11	事業場名		
2ないし5	⑭ 災害発生状況の詳細（⑮を除く。）	2号，3号イ，7号柱書き及びイ	12	（1）2頁項番1の発注者，発注者所在地，項番2の元請の所在番地，電話番号 （2）2頁項番1の工期，3頁項番3の1行目ないし6行目，16行目39文字目ないし17行目2文字目，18行目20文字目ないし最終文		

					字, 24行目4文字目ないし最終文字, 4頁項番4の5行目ないし8行目, 13行目ないし14行目24文字目, 16行目1文字目ないし9文字目, 33文字目ないし最終文字, 21行目22文字目, 22行目ないし24行目, 5頁2行目, 3行目, 11行目1文字目ないし40文字目, 12行目10文字目ないし最終文字, 13行目1文字目ないし6文字目, 14行目, 16行目1文字目ないし7文字目, 41文字目ないし17行目20文字目, 47文字目ないし18行目18文字目, 20行目, 21行目, 22行目35文字目, 36文字目, 23行目33文字目ないし24行目	
		3	⑮ 災害発生状況の詳細(3.工事の状況の一部)	新たに開示	—	—
		7ないし11	⑯ 災害発生の原因, 防止のための対策	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	13	7頁項番2の1行目ないし5行目, 8頁4行目, 5行目, 8行目, 9行目, 11頁3行目, 10行目
		12	⑰ 違反条項	3号イ, 7号柱書き及びイ	14	全て
			⑱ 措置	3号イ, 7号柱書き及びイ	15	—
			⑲ 調査官の意見および参考事項	3号イ, 7号柱書き及びイ	16	(1) 1行目 (2) 2行目10文字目ないし3行目2文字目
			⑳ 備考	3号イ, 7号柱書き及びイ	17	(1) 1行目, 2行目 (2) 3行目ないし5行目10文字目
文書2	添付資料(写真)	14	① 写真2	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	18	画像, 記事欄1行目
		15	② 写真3	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	19	画像, 記事欄1行目

		1 6	③ 写真 4	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 0	全て
		1 7	④ 写真 5	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 1	全て
		1 8	⑤ 写真 6	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 2	全て
		1 9	⑥ 写真 7	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 3	全て
文書	添付資料	2 1	① 図 2	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 4	全て
3	(図その他)	2 2	② 図 3	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 5	見取図 (脚注 2 ないし 7 を除く。)
		2 3	③ 資料 1	2号, 3号イ, 7号柱書き及びイ	2 6	－

(注 1) 文書 2 及び文書 3 の頁は、当審査会事務局において開示実施文書の表記に合わせた。

(注 2) 審査請求人が争っていない部分 (本文第 5 の 1 (2) アないしエ) の記載を省略した (この結果、文書 1 ③ (代表者職氏名) 及び④ (被災者氏名) には、2 欄に該当する部分がない。)